

第四百四十九条の表第八十六条第二項から第五項まで及び第十五項の項中「第五項まで及び第十五項」を「第四項まで及び第十四項」に改め、同表第八十六条第七項の項中「第八十六条第七項」を「第八十六条第六項」に改め、同表第八十六条第十一項の項中「第八十六条第十項」に改め、同表第八十七条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同表第一百条第二項から第六項までの項中「から第六項まで」を削り、同表第一百条第七項から第九項まで及び第十二項の項中「第一百条第七項から第五項まで及び第八項」に改める。

第一百五十六条第一項第一号中「標準報酬月額に」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ」に改める。

第一百六十条第一項中「千分の八十五」を「千分の八十二」に改め、同条第十一項中「総額」の下に「及び標準賞与額の総額の合算額」を加える。

第一百六十二条中「標準報酬月額に」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ」に改める。

第一百六十七条第一項中「前月分の」を「前月の標準報酬月額に係る」に、「前月分及びその月分の」を

「前月及びその月の標準報酬月額に係る」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

第六十八条中「その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額とする」を「次に掲げる額の合算額とする」に改め、各号を次のように改める。

一 その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

イ 標準賃金日額に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率（第六十条第七項の規定によりその一般保険料率が変更された場合においては、その変更後の一般保険料率。以下この項において同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特別被保険者以外の日雇特別被保険者については、一般保険料率）を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に百分の三十一を乗じて得た額

二 賞与額（その額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が四十万円（第二百二十四条第二項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。）を超える場合には、四十万円とする。）に政府が管掌する健康保険の被保険者の一般保険料率と介護保険料率とを合算した率（介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、一般保険料率）を乗じて得た額

第二百六十八条に次の一項を加える。

2 第四十条第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八条の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第二百五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

第二百六十九条第一項中「前条第一号」を「前条第一項第一号イ」に、「を負擔し」を「及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額を負擔し」に、「及び同条第二号」を「同項第一号ロ」に、「の合算額」を「及び同項第二号の額の二分の一の額の合算額」に改め、同条第二項中「以下この条」を「第四項から第六項まで」に改め、「負擔すべき」の下に「その日の標準賃金日額に係る」を加え、同条に次の二項を

加える。

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 第六十四条第二項及び第三項並びに第六十六条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第六十七条第二項及び第三項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

第七十条の見出し中「保険料額」を「標準賃金日額に係る保険料額」に改める。

第八十条第一項ただし書中「（附則第六条において準用する場合を含む。）」を削る。

第二百八条第一号中「附則第六条」を「第六十六条第二項」に改め、同条第三号中「（附則第六条において準用する場合を含む。）」を「又は第六十九条第七項」に改める。

附則第二条から第六条までを削る。

附則第七条第四項中「標準報酬月額に」を「標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ」に改め、同条第五項中「標準報酬月額」を「標準報酬」に改め、同条第六項中「附則第七条第一項」を「附則第二条第一

項」に改め、同条を附則第二条とする。

附則第八条第四項中「標準報酬については、第四十一条から第四十五条まで」を「標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条まで」に、「標準報酬については、前々年（の十月三十一日）」を「標準報酬月額については、前々年。以下この項において同じ。」の九月三十日」に改め、「平均した額」の下に「と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の十二分の一に相当する額との合算額」を加え、同条第六項中「第六号まで」を「第五号まで」に改め、「（次号に規定する者を除く。）」を削り、同条を附則第三条とする。

附則第九条第一項中「及び第二項」を削り、同条を附則第四条とする。

附則中第十条を第五条とし、第十一条を第六条とする。

附則第十二条第二項中「附則第十二条第一項」を「附則第七条第一項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第十三条を附則第八条とする。

（老人保健法の一部改正）

第三条 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「老人保健計画」を「老人保健計画等」に、「第四十六条の二十一」を「第四十六条の二十二」に改める。

第六条第三項第一号及び第五号中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同項第六号中「第十九条の九の」を「第二百二十六条の」に改め、同号ただし書中「第六十九条の八」を「第三条第二項ただし書」に、「同法第六十九条の七」を「同項」に、「第六十九条の九第三項」を「第二百二十六条第三項」に改める。

第二十五条第一項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改め、同項各号中「七十歳」を「七十五歳」に改め、同条第三項第一号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十二条第三項第一号」に改め、同条第五項第一号中「第四十二条ノ二」を「第六十四条」に改め、同条第七項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改める。

第二十八条第一項中「受ける際」の下に「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、「の百分の十に相当する額」を「に当該各号に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 百分の十

二 当該医療を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員であつて老人医療受給対象者その他政令で定める者について政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合 百分の二十

第二十八条第二項から第十項までを削り、同条第十一項中「及び第五項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第十二項中「及び第五項」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条の二第二項中「前条第十二項」を「前条第三項」に改める。

第二十八条の三を削る。

第三十一条第五項中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に、「第四十三条ノ十」を「第八十条」に、「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に、「第四十三条ノ十三」を「第八十一条」に改める。

第三十一条の三第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「とする。以下この項において「特定療養費算定額」という。」から第二十八条に規定

する一部負担金に相当する額を控除した額（届出保険医療機関について選定療養と併せて外来給付に係る療養を受けた者については、特定療養費算定額）」を「」から、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額」に改める。

第三十二条第二項中「第二十八条に規定する一部負担金に相当する額」を「、その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」に改める。

第三十五条中「第六十九条の十二第三項」を「第二百二十九条第三項」に、「第六十九条の二十六第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

第四十六条の五の二第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第四項中「指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条の規定による一部負担金の算定方法その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額」を「その額に第二十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額」に改める。

第四十六条の五の六第三項中「第四十四条ノ十一」を「第九十五条」に改める。

第四十六条の八第二項中「費用」の下に「の負担」を、「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」

を加える。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 老人保健計画等

第三章の二中第四十六条の二十一の次に次の一条を加える。

(老人医療費の伸びを適正化するための指針)

第四十六条の二十二 厚生労働大臣は、老人医療費（医療等に要する費用の額の総額をいう。）の伸びを適正化するための事項を内容とする指針を定め、当該指針に即した都道府県及び市町村の取組に対する必要な助言その他の援助に努めるものとする。

第四十八条第一項中「の十分の七に相当する額」を「（第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対して行われる医療等に要する費用（以下「特定費用」という。）を除く。次条及び第五十条において同じ。）の十二分の六に相当する額、特定費用」に改める。

第四十九条中「十分の二」を「十二分の四」に改める。

第五十条中「十分の〇・五」を「十二分の一」に改める。

第五十二条中「十分の二」を「十二分の四」に改める。

第五十五条第一項中「次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額」を「次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 概算負担調整基準超過保険者（概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、負担調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額を控除して得た額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 負担調整前概算医療費拠出金相当額から負担調整対象見込額（負担調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額とロに掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、負担調整見込額との合計額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額と、老人医療費見込額に特定費用概算率を乗じて得た額

との合計額

□ 次に掲げる額の合計額に負担調整基準率を乗じて得た額

(1) 負担調整前概算医療費拠出金相当額

(2) 当該保険者の給付であつて医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十三条第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び国民健康保険法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を含む。第六項及び次条第一項第一号ロ(2)において「保険者の給付に要する費用」という。）の当該年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二 概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前概算医療費拠出金相当額と負担調整見込額との合計額

第五十五条第二項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に、「上限割合（当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として）」を「下限割合（当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の

割合の動向を勘案して」に、「を超えるときは上限割合とし、百分の一・五に満たないときは百分の一・五」を「に満たないときは、下限割合」に改め、同条に次の四項を加える。

3 第一項第一号の負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「調整後老人医療費見込額」という。）に、一から特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額から調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、すべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところ

るにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に特定費用概算率を乗じて得た額

4 第一項第一号の負担調整見込額は、当該保険者に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額（概算負担調整基準超過保険者にあつては、負担調整前概算医療費拠出金相当額から負担調整対象見込額を控除して得た額）に概算負担調整加算率（すべての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イの特定費用概算率は、各保険者に係る特定費用見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る特定費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。）を、各保険者に係る老人医療費見込額で除して得た率とする。

6 第一項第一号口の負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増

加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。

第五十六条第一項中「次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額」を「次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 確定負担調整基準超過保険者（確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、負担調整前確定医療費拠出金相当額からイに掲げる額を控除して得た額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 負担調整前確定医療費拠出金相当額から負担調整対象額（負担調整前確定医療費拠出金相当額からイに掲げる額とロに掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、負担調整額との合計額

イ 当該保険者に係る老人医療費額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、一から特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額と、老人医

療費額に特定費用確定率を乗じて得た額との合計額

□ 次に掲げる額の合計額に前々年度の負担調整基準率を乗じて得た額

(1) 負担調整前確定医療費拠出金相当額

(2) 当該保険者の給付に要する費用の前々年度における額

二 確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前確定医療費拠出金相当額と負担調整額との

合計額

第五十六条第二項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に、「上限割合を超えるときは当該上限割合とし、百分の一・五に満たないときは百分の一・五」を「下限割合に満たないときは、下限割合」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一項第一号の負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「調整後老人医療費額」という。）に、一から特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費額から調整対象外医療費額（当該保険者が確定基準超過保険者（一

の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 調整対象外医療費額

二 調整後老人医療費額に特定費用確定率を乗じて得た額

4 第一項第一号の負担調整額は、当該保険者に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額（確定負担調整基準超過保険者にあつては、負担調整前確定医療費拠出金相当額から負担調整対象額を控除して得た額）に確定負担調整加算率（すべての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての確定負担調整基準超過保険者

に係る負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イの特定費用確定率は、各保険者に係る特定費用額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る特定費用の額をいう。)を、各保険者に係る老人医療費額で除して得た率とする。

第六十三条第一項及び第三項中「七十歳以上の加入者等」を「七十五歳以上の加入者等」に改める。

第七十九条の二の次に次の一条を加える。

(資料の提供等)

第七十九条の三 市町村長は、医療等の実施に関し必要があると認めるときは、七十五歳以上の加入者等の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

第八十二条第一項中「又は移送費の支給」を「、移送費の支給又は高額医療費の支給」に改める。

第八十三条の四中「第二十八条第十一項及び第十二項」を「第二十八条第二項及び第三項」に、「並び

に第七十九条の二」を「、第七十九条の二並びに第七十九条の三」に改め、同条第二項中「、第二十八条第五項及び第九項」を削る。

第八十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十六条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第九条第三項中「この法律による改正後の健康保険法第七十条ノ三第二項」を「健康保険法第五百十三条第二項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第四条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号ただし書及び第四号ただし書中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同条第五号中「第六十九条の九の」を「第二百二十六条の」に改め、同号ただし書中「第六十九条の八」を「第三条第二項ただし書」に、「同法第六十九条の七」を「同項」に、「第六十九条の九第三項」を「第二百二十六条第三項」に改める。

第八条の二第一項中「この項」の下に「及び第百十三条の二第二項」を加える。

第三十六条第二項中「第四十三条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第三項中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改め、同条第四項中「第四十三条第四項」を「第六十三条第四項」に、「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改める。

第四十条第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に、「第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項」を「第七十条第一項及び第七十二条第一項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「又は第三号に掲げる者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）を「から第六号までに掲げる場合以外の場合」に改め、同項第三号中「退職被保険者の被扶養者」を「退職被保険者の被扶養者である場合（第二号から第四号までに掲げる場合を除く。）」に改め、同号イ及びロ中「場合」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「退職被保険者」を「退職被保険者である場合（前二号に掲げる場合を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

- 二 三歳に達する日の属する月以前である場合 十分の二
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 十分の一

四 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 十分の一

第四十二条第二項中「六歳未満の者」の下に「又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者」を加え、同条第三項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ八第三項第三号」を「第七十四条第三項第三号」に改め、同条第四項中「第四十二条ノ八第四項」を「第七十四条第四項」に改める。

第四十二条第三項ただし書中「六歳未満の者」の下に「又は同条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者」を加える。

第四十五条第二項中「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に、「定の」を「定め」に改める。

第四十五条の二第五項中「第四十三条ノ十二」を「第八十条」に、「第四十二条ノ十三」を「第八十一

条」に改める。

第四十六条中「第四十三条ノ二及び第四十三条ノ十四第一項」を「第六十四条及び第八十二条第一項」に改める。

第五十二条第二項中「第四十三条ノ十七第二項」を「第八十五条第二項」に改め、同条第六項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に改める。

第五十三条第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条ノ十七第二項」を「第八十五条第二項」に改め、同条第三項中「六歳未満の者」の下に「又は第四十条第一項第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者」を加え、「第四十二条第二項」を「同条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号」を「第八十六条第三項第三号」に改め、同条第七項及び第八項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に改める。

第五十四条第四項中「六歳未満の者」の下に「又は第四十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる場

合に該当する者」を加え、「第四十二条第二項」を「同条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号」を「第七十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ八第三項第三号」を「第七十四条第三項第三号」に、「第四十四条第三項第三号」を「第八十六条第三項第三号」に改める。

第五十四条の二第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第四項中「第四十四条ノ四第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同条第十項中「第四十四条ノ八第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同条第十二項中「第四十四条ノ八第三項」を「第九十二条第三項」に改める。

第五十四条の二の三第三項中「第四十四条ノ十一」を「第九十五条」に改める。

第五十四条の三第二項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に、「第四十四条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に、「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に、「第四十四条第二項第一号の」を「第八十六条第二項第一号の」に、「第四十四条ノ四第四項」を「第八十八条第四項」に改める。

第五十五条第二項第一号中「第四章の二」を「第五章」に改め、同条第三項中「第四章の二」を「第五章」に、「移送費の支給を受けることができる間は」を「移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受け

ることができる間は」に、「第六十九条の二十六第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

第六十五条第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第六十六条中「を行うにつき」を「に関して」に改める。

第七十条第一項第一号中「一般被保険者」の下に「（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「及び」を「の納付に要する費用の額から、負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額を控除した額並びに」に改め、同条第三項第一号口中「額」の下に「から、同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を加え、同項第二号口を次の

ように改める。

ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額から、当該合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額

(1) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度同法第五十六条第二項の確定加入者調整率（(2)において単に「確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額として算定した額

(2) 政令の定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る老人保健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度の確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

第七十二条の四の見出しを「（療養給付費等交付金）」に改め、同条第一項中「に掲げる額から第二号

「を」及び第二号に掲げる額の合算額から第三号「に」、「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に改め、同項第一号中「退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）」を「退職被保険者等」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

第七十二条の四第二項中「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に、「療養給付費拠出金」を「療養給付費等拠出金」に改める。

第七十二条の五の見出し及び同条第一項中「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に改める。

第七十三条第一項第一号イ中「第十三条ノ二第二項又は第六十九条の八」を「第三条第一項第七号又は同条第二項ただし書」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（広域化等支援基金）

第七十五条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金

として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十六条第一項中「第七十九条ノ十五」を「第七十九条」に改める。

第七十九条の二中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第八十一条の二第一項中「第十三条ノ二第二項」を「第三条第一項第七号」に、「療養給付費拠出金」を「療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の三の見出しを「（療養給付費等拠出金の額）」に改め、同条第一項中「徴収する療養給付費拠出金」を「徴収する療養給付費等拠出金」に、「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に改め、同条第二項中「概算療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改め、同条第二項中「概算療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改め、同条第二項中「概算療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の四の見出し及び同条第一項中「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に改める。

第八十一条の五の見出し及び同条第一項中「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に

改める。

第八十一条の十第一項第二号中「療養給付費交付金」を「療養給付費等交付金」に改める。

第八十二条第二項中「療養のための費用」を「療養又は出産のための費用」に改める。

第百十三条の二中「被保険者又は」を「被保険者若しくは」に、「又は収入の状況」を「若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更」に改め、同条に次の二項を加える。

2 市町村は、退職被保険者の資格に関し必要があるときは、退職被保険者の年金保険の被保険者等であつた期間又は退職被保険者に対する第八条の二第一項各号に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給状況につき、当該年金たる給付の支払をする者に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、被保険者の資格に関し必要があるときは、他の市町村、組合、第六条第一号から第三号までに掲げる法律の規定による保険者若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に対し、他の市町村若しくは組合が行う国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、

共済組合の組合員若しくは被扶養者又は私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の氏名及び住所、健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

第一百九条の四中「第七十五条」の下に「、第七十五条の二及び第七章」を加え、「第七章及び」を削り、「連合会」を「市町村及び連合会」に改める。

第二百一条の二中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二百二条及び第二百三条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則第六項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、「（附則第十三項の規定に基づき算定される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

附則第七項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第八項中「概算療養給付費拠出金」を「概算療養給付費等拠出金」に、「に掲げる額から第二号」を「及び第二号に掲げる額の合算額から第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該特定健康保険組合が負担する老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額

附則第九項中「確定療養給付費拠出金」を「確定療養給付費等拠出金」に、「に掲げる額から第二号」を「及び第二号に掲げる額の合算額から第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該特定健康保険組合が負担した老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

附則第十一項を次のように改める。

11 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第二項に規定する合併市町村は、同条第三項に規定する合併関係市町村の相互の間に保険料の賦課に關し著しい不均衡があるため、その全区域にわたつて均一の保険料の賦課をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市

町村の合併（平成十七年三月三十一日までの間に行われたものに限る。）が行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の保険料の賦課をすることができらる。

附則第十二項から第十五項までを削る。

第五条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高額な医療に係る交付金事業等（第百四条・第百七条）」を「保健事業等に関する援助等（第百四条・第百五条）」に、「第百八条・第百九条の二」を「第百六条・第百九条」に改める。

第三十二条第一項第三号中「第百九条第四項」を「第百八条第四項」に改める。

第四十二条第一項第一号中「第六号まで」を「第四号まで」に改め、同項第五号及び第六号並びに同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第一項」を「前項」に、「一部負担金とする。」及び第二項の一部負担金（これらの一部負担金について）を「一部負担金とし、」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十二条の二中「（同項及び同条第二項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同条第一

項の一部負担金の額と同条第二項の一部負担金の額との合算額」を削る。

第四十三条第三項ただし書を削る。

第四十四条第二項中「第二項並びに」を削る。

第五十三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条第三項中「（次項において「定率支給標準額」という。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十四条の三第二項中「、第三項及び第六項」を「及び第五項」に改め、「、同条第三項中「特定療養費の額」とあるのは「特別療養費の額」と」を削り、同条第五項中「から第五項まで」を「及び第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第五十四条の五を削る。

第五十六条第二項中「及び同条第二項の一部負担金の額」を削る。

第六十五条第三項中「第五十三条第四項」を「第五十三条第三項」に改める。

第八十条の次に次の一条を加える。

(保険料の徴収の委託)

第八十条の二 被保険者の数、国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生労働大臣が指定する市町村は、保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

第八十一条の二第一項中「事務費拠出金(以下)」の下に「本則において」を加える。

第八十一条の四第一項中「標準報酬月額」を「標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額をいう。)」に

、「又は給料の月額」を「の月額及び標準期末手当等の額又は給料の月額及び期末手当等の額」に改め、「標準給与の月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第九章の二の章名を次のように改める。

第九章の二 保健事業等に関する援助等

第百四条を削る。

第百五条中「指定法人」を「第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人(以下単に「指

定法人」という。)に改め、第九章の二中同条を第百四条とする。

第百六条を第百五条とし、第百七条を削る。

第十章中第百八条を第百六条とし、第百八条の二を第百七条とする。

第百九条第一項中「第百八条」を「第百六条」に改め、同条を第百八条とする。

第百九条の二第一項中「第百八条」を「第百六条」に改め、同条を第百九条とする。

第百十五条中「第百八条第二項」を「第百六条第二項」に、「第百八条第三項」を「第百六条第三項」に改める。

第百二十一条第二項中「第五十三条第七項及び第八項」を「第五十三条第六項及び第七項」に改める。

第百二十五条中「第百八条第一項」を「第百六条第一項」に、「第百九条第一項」を「第百八条第一項」に改める。

附則第六項及び第七項中「附則第八条第一項」を「附則第三条第一項」に改める。

附則に次の八項を加える。

12 平成十五年度から平成十七年度までの各年度における第七十二条の二第一項の規定により国民健康保

険に関する特別会計に繰り入れる額については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額と所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令の定めるところにより算定した額との合算額とする。

13 連合会は、政令の定めるところにより、高額な医療に関する給付の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、平成十五年度から平成十七年度までの間、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業（以下「高額医療費共同事業」という。）を行うものとする。

14 連合会は、高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令の定めるところにより、市町村から拠出金を徴収する。

15 市町村は、前項の規定による拠出金を納付する義務を負う。

16 国及び都道府県は、政令の定めるところにより、附則第十四項の規定による拠出金（高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の四分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

17 指定法人は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して高額医療費共同事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

18 平成十五年度から平成十七年度までの間の各年度の第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された額から、附則第十六項の規定により国が負担する費用の額から当該費用の額の三分の一以内の額を控除した額を控除した額として予算で定める額とする。

19 附則第十二項から前項までの規定に基づく措置については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）の施行後における国民健康保険の運営の状況、医療保険制度の在り方についての検討の状況及び社会経済情勢の変化を勘案し、平成十七年度までの間に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

（地方税法の一部改正）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百二条の四第三項第二号を次のように改める。

二 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を
控除した額

イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額

ロ 当該年度分の国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金
相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

第七百二条の四第六項中「（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得に
ついては、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百
分の五の金額（その金額が二万円を超えるときは、二万円）を控除した金額によるものとする。」を削
り、「第三百十四条の二第二項」を「同条第二項」に、「第十四項及び第二十二項」を「第十三項及び第
二十一項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第七項と
し、同条第九項中「前三項」を「前二項」に、「第十五項及び第二十三項」を「第十四項及び第二十二項
」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十四項までを一項

ずつ繰り上げ、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十一項又は第十二項」を「第十項又は第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第九項」を「第八項」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第十九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第十九項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十八項」を「第十七項」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第七百六条の二第一項中「第九項」を「第八項」に改める。

附則第三十二条の二を次のように改める。

第三十二条の二 削除

附則第三十五条の五中「第七百三条の四第六項及び」を削り、「第七百三条の四第六項中「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十七万円を控除した金額によるものとし、）」と、「所得税法」とあるのは「同法」と、第七百三条の五第一項」を「同項」に改める。

附則第三十五条の六中「第九項まで」を「第八項まで」に、「及び第八項を除く」を「を除く」に、「第七百三条の四第七項及び第八項」を「第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

附則第三十六条第一項中「第八項及び第九項」を「から第八項まで」に、「これらの規定（第七百三条の四第八項を除く。）」を「第七百三条の四第六項」に、「金額」と、第七百三条の四第八項」を「金

額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項」に、「同条第九項中」を「同条第八項中」及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「と、」に、「とする」を「と、第七百三条の五中」及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」とする」に改め、同条第二項中「に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは、「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の」を「」とあるのは「附則第三十五条第一項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「長期譲渡所得の特別控除額」とあるのは「短期譲渡所得の金額から控除する」に改める。

附則第三十七条及び第三十七条の二中「第九項まで」を「第八項まで」に、「及び第八項を除く」を「を除く」に、「第七百三条の四第七項及び第八項」を「第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあ

るのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「届出、記録等」を「届出等」に改める。

第二条ノ二を削る。

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二一、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二一、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三六、〇〇〇円未満

第一九級	第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級
三三〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円
三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満

第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級
六八〇、〇〇〇円	六五〇、〇〇〇円	六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円
六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満

第三三級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上

第五条第一項中「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に改める。

第十九条ノ三第一項ただし書中「被保険者」の下に「（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条

第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正當ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ四第三号中「保険料ヲ」を「保険料（初テ納付スベキ保険料ヲ除ク）ヲ」に改める。

第二章ノ二の章名を次のように改める。

第二章ノ二 届出等

第二十五条ノ三第二項中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に、「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に、「第四十二条ノ二」を「第六十四条」に、「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第三項中「第三十一条ノ二第五項」を「第三十一条ノ二第八項」に、「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に、「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第二十八条第二項中「第四十三条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「七十歳」を「七十五歳」に改める。

第二十八条ノ二第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に、「健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項」を「同法第七十条第一項及第七十二条第一項」に改める。

第二十八条ノ三第一項中「当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額

ノ百分ノ二十二相当スル額」を「左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又八第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乘ジテ得タル額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号又八第三号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ二十

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合（次号ニ掲グル場合ヲ除ク） 百分ノ十

三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額

ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ二十

第二十八条ノ三第二項中「受クル者」の下に「（同項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者ヲ除ク）」を加え、同条第四項中「第四十三条ノ八第四項」を「第七十四条第四項」に改める。

第二十八条ノ四第二項中「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六条第二項」に改める。

第二十八条ノ五中「第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項、第四十三条ノ十及第四十三条ノ十四第一項」を「第六十四条、第七十二条、第七十六条第四項乃至第六項、第七十八条及第八十二条第一項」に改める。

第二十八条ノ六第一項中「第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項」を「第七十条第一項及第七十二条第一項」に改める。

第二十八条ノ七第二項中「第四十三条ノ十七第二項」を「第八十五条第二項」に改め、同条第七項中「第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項及第四十三条ノ十」を「第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条」に改める。

第二十九条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号」を「第八十六条第二項第一号」に、「ノ百分ノ八十二相当スル額」を「ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ控除シタル額」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ十七第二項」を「第八十五条第二項」に改め、同条第三項中「ノ療養」の下に「（第二十八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者ガ受ケタルモノヲ除ク）」を加え、「第二十八条ノ三第二項」を「同条第二項」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第九項及び第十項中「第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項及第四十三条ノ十」を「第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条」に改める。

第二十九条ノ三第一項中「第二十八条ノ三第一項ニ規定スル一部負担金ノ割合」を「第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合」に改め、同条第二項中「二係ル療養」の下に「（第二十
八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者ガ受ケタルモノヲ除ク）」を加え、「第二十
八条ノ三第二項」を「同条第二項」に改める。

第二十九条ノ四第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第四項中「第
四十四条ノ四第四項」を「第八十八条第四項」に、「ノ百分ノ八十二相当スル額」を「ヨリ其ノ額ニ第二
十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額」に改め、
同条第十項中「第四十四条ノ八第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同条第十二項中「第四十四条ノ
四第十項乃至第十二項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第四項及第四十四条ノ十」を「第八十八条第十
項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条」に改める。

第三十条第二項第一号中「被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬日額以下同
ジ」を「標準報酬月額ノ三十分ノ一二相当スル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以
上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者

ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ」に改める。

第三十一条ノ二第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「被扶養者」の下に「又八前二項ニ規定スル場合ニ該当スル被扶養者」を加え、「同項ノ規定」を「第二項ノ規定」に改め、同条第七項中「療養費ニ係ル療養」を「第二十八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者」に改め、「療養費ニ係ル療養（」を削り、「ガ受ケタルモノヲ除ク）」を「又八第三十一条ノ二第四項若八第五項ニ規定スル場合ニ該当スル被扶養者」に改め、同条第八項中「第五項」を「第八項」に、「第二項各号ノ区分ニ従ヒ第四項」を「第七項」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアルハ「百分ノ八十」トス

被扶養者（次項ニ規定スル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニ於ケル第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアリ及「百分ノ八十」トアルハ「百分ノ九十」トス

第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶

養者が七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニ於ケル第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアルハ「百分ノ八十」トス

第三十一条ノ三第二項中「ノ百分ノ七十二相当スル額」を「二左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号乃至第四号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

二 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

三 被扶養者（次号ニ規定スル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合
百分ノ九十

四 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

第三十一条ノ三第三項中「第四十四条ノ四第十項乃至第十二項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第四項及第四十四条ノ十」を「第八十八条第十項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条」に改める。

第三十三条中「タル配偶者」を削り、「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に改める。

第三十三条ノ十六ノ三第二項中「及第十六条ノ二」を削り、「同法第十六条第一項」を「同条第一項」に改める。

第五十三条第一項第四号中「健康保険」の下に「（健康保険法第三条第二項二規定スル日雇特例被保険者ノ保険ヲ除ク）」を加える。

第五十六条第一項中「ヲ行フニ付」を「ニ関シ」に改める。

第五十六条ノ三中「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に、「第四章の二」を「第五章」に改める。

第五十七条ノ二第三項中「ノ外」の下に「被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他」ノ」を加える。

第五十九条第六項中「配偶者出産育児一時金」を「家族出産育児一時金」に改め、同条第八項中「又八」を「若八」に改め、「必要アル場合」の下に「又八一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合」を加える。

第六十八条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第六十九条及び第六十九条ノ二中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「報酬」の下に「又八賞与」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

本法ニ於テ賞与ト称スルハ前項ニ規定スル賃金、給料、俸給、手当又八賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ

第四条第一項の表以外の部分中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同項の表標準報酬等級の項中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条第六項中「標準報酬ニ依ル」を「標準報酬月額ニ依ル」に改め、同項ただし書中「標準報酬ニ付テハ」を「標準報酬月額ニ付テハ」に、「標準報酬ノ基礎トナル」を「標準報酬月額ノ基礎トナル」に、「標準報酬ヲ」を「標準報酬月額ヲ」に、「標準報酬トス」を「標準報酬月額トス」に改める。

第四条ノ三中「標準報酬」を「標準報酬月額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条ノ四 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額二千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ二百万円ヲ超ユルトキハ之ヲ二百万円トス

第四条ノ二第二項ノ規定ハ標準賞与額ノ算定ニ関シ之ヲ準用ス

第九条ノ二第一項中「及報酬」を「並ニ報酬及賞与」に改める。

第十九条ノ四第一号ただし書を削り、同条第一号ノ二を削る。

第二十一条ノ二中「報酬月額」の下に「及賞与額」を加える。

第二十一条ノ三第一項中「第四条第二項」の下に「若ハ第四条ノ四第一項」を加え、「同条第三項」を

「第四条第三項」に改める。

第二十五条ノ三第三項中「第二十九条第五項若ハ第三十一条ノ二第八項」を「第二十九条第四項若ハ第三十一条ノ二第四項」に改める。

第二十八条第四項本文を次のように改める。

被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付

テ八健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為スコトヲ得

第二十八条ノ三第一項第一号中「百分ノ二十」を「百分ノ三十」に改め、同条第六項中「第一項及第二項」を「前項」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

第二十八条ノ三ノ二中「（同項及同条第二項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払フ場合ニ於テハ同条第一項ノ一部負担金ノ額ト同条第二項ノ一部負担金ノ額トノ合算額）」を削る。

第二十八条ノ七第三項中「第二十八条ノ三第六項」を「第二十八条ノ三第二項」に改める。

第二十九条第四項中「前二項」を「前項」に、「第二十八条ノ三第六項」を「第二十八条ノ三第二項」に改め、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削る。

第二十九条ノ三第一項中「（次項ニ於テ定率支給標準額ト称ス）」を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第二十八条ノ三第六項」を「第二十八条ノ三第二項」に改め、同条第四項中「第一項及第三項」を「前二項」に改め、同条第二項を削る。

第二十九条ノ四第五項中「第二十八条ノ三第六項」を「第二十八条ノ三第二項」に改める。

第二十九条ノ五第一項第三号中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項」に改め、同項第四号中「乃至第三項」を「又八第二項」に改め、同条第二項中「第二十八条ノ三第六項」を「第二十八条ノ三第二項」に改める。

第三十条第三項中「第二十八条第四項ノ規定ハ」を削り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「二ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日）前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又八其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコトヲ要ス」に改める。

第三十一条第一項中「当該疾病（其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム）又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付等ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル医療、入院時食事療養費ニ係ル療養、特定療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一条ノ五ニ於テ之ニ同ジ）、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第七条第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ之

ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一条ノ五ニ於テ之ニ同ジ）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一条ノ五ニ於テ之ニ同ジ）若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第七条第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂フ以下之ニ同ジ）（療養ニ相当スルモノニ限ル第三十一条ノ五ニ於テ之ニ同ジ）ヲ受ケタル日ヨリ起算シ五年」を「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若

八入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若八移送費ノ支給（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又八入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若八移送費ノ支給ヲ除ク）ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者ガ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若八健康保険ノ被保険者若八此等ノ者ノ被扶養者又八国民健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）八当該疾病又八負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又八移送費若八家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間八之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第四百五条第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又八負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又八入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若八移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

第三十一条ノ二第二項を次のように改める。

家族療養費ノ額八第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキ八当該額及第二号ニ規定ス

ル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 口乃至ニ二掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

口 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者(ニ二定ムル被扶養者ヲ除ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百

分ノ九十

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者

ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第三十一条ノ二第七項中「第二項第一号乃至第四号ニ規定スル」を「前項第一号ノ」に、「同項第一号

及第二号ニ規定スルモノ」を「保険医療機関等ヨリ療養（選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合」に、「第二項第三号及第四号ニ規定スルモノ」を「特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ヨリ選定療養ヲ受クル場合」に、「第二項第七号ニ規定スル」を「前項第二号ノ」に改め、同条第十項中「第二十九条第七項」を「第二十九条第六項」に改め、後段を削り、同条第十一項中「第八項」を「第四項」に、「第七項」を「第三項」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第三十一条ノ三第二項中「左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル割合」を「前条第二項第一号イ乃至ニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ定ムル割合」に改め、各号を削る。

第三十一条ノ五第一項中「指定居宅サービス」の下に「（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）」を、「ニ係ル居宅サービス」の下に「（同法第七条第五項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）」を、「相当スルサービス」の下に「（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）」を、「指定施設サービス等」の下に「（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）」を、「ニ係ル施設サービス」の下に「（同法第七条第二十項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）」を加え、ただし書を削り、同条第二項中「

疾病（其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム）又ハ負傷ニ関スル家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費若ハ居宅支援サービス費ニ係ル指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若ハ特例居宅支援サービス費ニ係ル居宅サービス若ハ之ニ相当スルサービス、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等若ハ特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービスノ開始後五年」を「被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月」に改め、同条第三項中「第二十八条第四項」を「第三十一条第二項及第三項」に改める。

第三十二条ノ四中「第二十八条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第五十条ノ九第一項第三号中「死亡シタルトキ」の下に「（職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル）」を加え、同項第四号を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第二項を削る。

第五十九条第二項第一号中「標準報酬月額二」を「標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々」に改め、同条第五項第一号中「千分ノ九十」を「千分ノ百十七」に改め、同項第二号中「千分ノ七十一」を「千分ノ九十

九」に改め、同項第三号中「千分ノ七十六」を「千分ノ百五」に改め、同条第九項中「千分ノ二十九」を「千分ノ四」に改める。

第五十九条ノ二中「総額」の下に「及標準賞与額ノ総額ノ合算額」を加える。

第六十条第一項第一号中「二千分ノ四十・五」を「及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五」に、「ト標準報酬月額ニ」を「ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々」に改め、同項第二号中「二千分ノ三十一」を「及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五」に、「ト標準報酬月額ニ」を「ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々」に改め、同項第三号中「二千分ノ四十・五」を「及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五」に改め、同項第四号中「二千分ノ三十一」を「及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五」に改める。

第六十二条第一項中「前月分ノ」を「前月ノ標準報酬月額ニ係ル」に改め、「其ノ期間」の下に「ノ標準報酬月額」を加え、「其ノ月分ノ」を「其ノ月ノ標準報酬月額ニ係ル」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ被保険者ニ対シ賞与ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ標準賞与額ニ係ル保険料ニ相当スル額ヲ当該賞与ヨリ控除スルコトヲ得

第六十三条第一項中「標準報酬」の下に「（標準報酬月額及標準賞与額ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ）」を加える。

附則第二十四項中「及第二項」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十二条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から施行する。

（医療保険制度の改革等）

第二条 医療保険各法に規定する被保険者及び被扶養者の医療に係る給付の割合については、将来にわたり百分の七十を維持するものとする。

2 政府は、将来にわたって医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十四年度中に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにした基本方針を策定するものとする。政府は、当該基本方針に基づいて、できるだけ速やかに（第二号に掲げる事項についてはおおむね二年を目途に）、所要の措置を講ずるものとする。

一 保険者の統合及び再編を含む医療保険制度の体系の在り方

二 新しい高齢者医療制度の創設

三 診療報酬の体系の見直し

3 政府は、おおむね二年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

一 健康保険の保険者である政府が設置する病院の在り方の見直し

二 社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化

4 政府は、おおむね三年を目途に、次に掲げる事項について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとする。

- 一 政府が保険者である社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化
 - 二 医療保険各法、老人保健法及び介護保険法の規定による給付に伴う負担の家計における合計額が著しく高額になる場合の当該負担の軽減を図る仕組みの創設
 - 三 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会による診療報酬の審査及び支払に関する事務処理の体制の見直し
 - 5 政府は、おおむね五年を目途に、政府が管掌する健康保険事業及び当該事業の組織形態の在り方の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 6 政府は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 一 医療に係る事故に迅速かつ適切に対応するための専門家による苦情の処理体制の整備
 - 二 医療及び医療に要する費用に関する情報の収集、分析、評価及び提供に係る体制の整備
 - 三 医療保険各法及び老人保健法の規定による保険給付の内容及び範囲の在り方
 - 7 政府は、第二項から前項までに規定する事項の検討に早急に着手し結論を得、逐次実施するものとする。
- (健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。

）の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の健康保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第一条の規定による改正後の健康保険法第百四十四条及び第百四十四条の規定は、出産の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第一条の規定による改正前の健康保険法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第五条 前二条に規定するもののほか、施行日前に第一条の規定による改正前の健康保険法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の同法又はこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第六条 第二条の規定の施行の日前に任意継続被保険者（第一条の規定による改正後の健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者をいう。以下この条において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続被保険者の資格の喪失については、第二条の規定による改正後の同法第三十八条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

第七条 平成十五年四月一日前の各月の健康保険の標準報酬については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日前に第二条の規定による改正前の健康保険法第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定により決定され、又は改定された同年三月における標準報酬は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

第八条 平成十五年四月前の賞与等（第二条の規定による改正前の健康保険法附則第三条第二項に規定する賞与等をいう。）に係る届出及び特別保険料の納付については、なお従前の例による。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日の前日において七十歳以上である者（施行日において七十五歳以上である者を除く。）については、施行日からその者が七十五歳以上の者に該当するに至った日の属する月の末日（その者が七十五歳以上の者に該当するに至った日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間は、その者を七十五歳以上の者とみなして第三条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老健法」という。）の規定（新老健法第二十五条第一項第二号の規定を除く。）を適用する。

第十条 施行日に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）の規定による医療費又は高額医療費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 新老健法第四十八条から第五十条までの規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下「医療等」と総称する。）に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日に行われた旧老健法の規定による医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

第十二条 施行日から平成十八年九月三十日までの間に行われる医療等に要する費用及びこれらの事業に関する事務の執行に要する費用についての新老健法第四十八条から第五十条までの規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる医療等が行われる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十四年十月一日から平成十五年九月三十日まで			第四十九条	十二分の四	六百分の百三十六
平成十五年十月一日から平成十六年九月三十日まで			第五十条	十二分の一	六百分の三十四
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで			第四十八条	十二分の六	百分の六十二
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで			第四十九条	十二分の四	六百分の百五十二
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで			第四十八条	十二分の六	百分の五十八
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで			第四十九条	十二分の四	六百分の百六十八
平成十六年十月一日から平成十七年九月三十日まで			第五十条	十二分の一	六百分の四十二
平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで			第四十八条	十二分の六	百分の五十四
平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで			第四十九条	十二分の四	六百分の百八十四
平成十七年十月一日から平成十八年九月三十日まで			第五十条	十二分の一	六百分の四十六

第十三条 平成十三年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例に

第十四条 平成十四年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 概算特別調整基準超過保険者（平成十四年度における旧老健法第五十五条第二項に規定する概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額（平成十四年度における同条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）

特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額（特別調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。）を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

(1) 当該保険者に係る平成十四年度における旧老健法第五十五条第一項第一号に規定する老人医療費見込額の十分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

() 特別調整前概算医療費拠出金相当額

() 当該保険者の給付であつて旧老健法第六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付（第一条の規定による改正前の健康保険法第六十九条ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。）のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十九条ノ九第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び第四条の規定による改正前の国民健康保険法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。）の平成十四年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

ロ 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額の十二分の七に相当する額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後概算負担調整基準超過保険者（施行日以後概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額

を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額（施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第六項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整見込額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額（市町村が平成十四年度において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十五条第一項に規定する七十五歳以上の加入者等（附則第九条の規定により七十五歳以上の者とみなされる者であつて加入者であるものを含む。以下この条から附則第十七条までにおいて単に「七十五歳以上の加入者等」という。）に対する施行日以後に行われる医療（医療費の支給を含む。））、入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。））、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。））、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給及び高額医療費の支給（以下この条から附則第十七条までにおいて「医療等」という。）に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後

老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額との合計額

(2) 次に掲げる額の合計額に施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額

(一) 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額

(二) 当該保険者の給付であつて新老健法第六条第一項の医療保険各法の規定による医療に関する給付（健康保険法第五十三条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。以下この条、次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項において「医療関連給付」という。

(三) のうち厚生労働省令で定めるものに該当するものに要する費用（同法第七十三条第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び国民健康保険法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費等拠出金の納付に要する費用を含む。次条第一項、附則第十六条第一項及び附則第十七条第一項において「保険者の給付に要する費用」という。）の平成十四年度における見込額のうち施行日以後に行われる医療関連給付に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

□ 施行日以後概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相

当額と施行日以後負担調整見込額との合計額

2 前項第一号イの特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額（概算特別調整基準超過保険者にあつては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額）に概算特別調整加算率（すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号イ(2)の特別調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、旧老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等（同項に規定する七十歳以上の加入者等をいう。次条において単に「七十歳以上の加入者等」という。）の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び概算特別調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

4 第一項第二号イの施行日以後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上

の加入者等の見込総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の見込数の割合（その割合が当該期間における下限割合（新老健法第五十五条第二項の政令で定める割合をいう。次条第五項、附則第十六条第二項及び第七項並びに附則第十七条第二項及び第六項において同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

5 第一項第二号イの施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。）に、一から施行日以後特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額から施行日以後調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費見込額として厚生労働省令で

定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に施行日以後概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費見込額

二 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後特定費用概算率を乗じて得た額

6 第一項第二号イの施行日以後負担調整見込額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額（施行日以後概算負担調整基準超過保険者にあつては、施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象見込額を控除して得た額）に施行日以後概算負担調整加算率（すべての施行日以後概算負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後概算負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として

厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

7 第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用概算率は、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等の見込総数に対する新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の見込総数の割合及び同項各号に掲げる割合を勘案し、厚生労働大臣が定める率とする。

8 第一項第二号イ(2)の施行日以後負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び施行日以後概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十五条 平成十四年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日前確定特別調整基準超過保険者(施行日前確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超え

るものをいう。以下この条において同じ。） 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額（施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、施行日前特別調整額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日前老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）の十分の七に相当する額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第三項の特別調整基準率を乗じて得た額

() 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額

() 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日前に行われた医療関連給付に要する費用の額

□ 施行日前確定特別調整基準超過保険者以外の保険者 施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額と施行日前特別調整額との合計額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 施行日以後確定負担調整基準超過保険者（施行日以後確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額（施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第七項において同じ。）を控除して得た額と、施行日以後負担調整額との合計額

(1) 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額と、施行日以後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額との合計額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第八項の施行日以後負担調整基準率を乗じて得た額

() 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額

() 当該保険者の給付に要する費用の平成十四年度における額のうち施行日以後に行われた医療関係給付に要する費用の額

口 施行日以後確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額と施行日以後負担調整額との合計額

2 前項第一号イの施行日前確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十四年四月一日以後施行日前の期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十歳以上の加入者等の数の割合（その割合が百分の三十を超えるときは百分の三十とし、百分の一・四に満たないときは百分の一・四とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

3 第一項第一号イの施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 当該保険者に係る施行日前老人医療費額から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日

前基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。次号において同じ。）を控除して得た額に施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額

二 施行日前調整対象外医療費額

4 第一項第一号イの施行日前特別調整額は、当該保険者に係る施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額（施行日前確定特別調整基準超過保険者にあつては、施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額から施行日前特別調整対象額を控除して得た額）に施行日前確定特別調整加算率（すべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日前特別調整前

確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日前確定特別調整基準超過保険者に係る施行日前特別調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第二号イの施行日以後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

6 第一項第二号イの施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、一から施行日以後特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額
- イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額から施行日以後調整対象外医療費額（当該保険者が確定

施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

二 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後特定費用確定率を乗じて得た額

7 第一項第二号イの施行日以後負担調整額は、当該保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額（施行日以後確定負担調整基準超過保険者にあつては、施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額から施行日以後負担調整対象額を控除して得た額）に施行日以後確定負担調整加算率（すべての施行

日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての施行日以後確定負担調整基準超過保険者に係る施行日以後負担調整対象額の総額を控除して得た額を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第一項第二号イ(1)の施行日以後特定費用確定率は、各保険者に係る施行日以後特定費用額(市町村が平成十四年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。)を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額で除して得た率とする。

第十六条 平成十五年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期概算負担調整基準超過保険者(前期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう

。以下この条において同じ。） 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額（前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整見込額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

() 当該保険者に係る前期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

() 当該保険者に係る前期老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に前期負担調整基準率を乗じて得た額

() 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額

() 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日前に

行われる医療関連給付に要する費用の額

□ 前期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と前期負担調整見込額との合計額

二 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 後期概算負担調整基準超過保険者（後期概算加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額（後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第九項において同じ。）を控除して得た額と、後期負担調整見込額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

() 当該保険者に係る後期老人医療費見込額（市町村が平成十五年度において支弁する一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同

じ。)(に、一から後期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

() 当該保険者に係る後期老人医療費見込額に後期特定費用概算率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に後期負担調整基準率を乗じて得た額

() 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額

() 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における見込額のうち平成十五年十月一日以後に行われる医療関連給付に要する費用の額

□ 後期概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前概算医療費拠出金相当額と後期負

担調整見込額との合計額

2 第一項第一号イの前期概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の見込数の割合(その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。)

で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

3 第一項第一号イの前期負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「前期調整後老人医療費見込額」という。）に、一から前期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る前期老人医療費見込額から前期調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算前期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、前期概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 前期調整対象外医療費見込額

二 前期調整後老人医療費見込額に前期特定費用概算率を乗じて得た額

4 第一項第一号イの前期負担調整見込額は、当該保険者に係る前期負担調整前概算医療費拠出金相当額（前期概算負担調整基準超過保険者にあつては、前期負担調整前概算医療費拠出金相当額から前期負担調整対象見込額を控除して得た額）に前期概算負担調整加算率（すべての前期概算負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての前期概算負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象見込額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イ(1)の前期特定費用概算率は、各保険者に係る前期特定費用見込額（市町村が平成十五年において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日前に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。）を各保険者に係る前期老人医療費見込額で除して得た率とする。

6 第一項第一号イ(2)の前期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等

の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び前期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

7 第一項第二号イの後期概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する七十五歳以上の加入者等の見込総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の見込数に対する七十五歳以上の加入者等の見込数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

8 第一項第二号イの後期負担調整前概算医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「後期調整後老人医療費見込額」という。）に、一から後期特定費用概算率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費見込額から後期調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算後期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等

一人当たりの後期老人医療費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十五条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る後期老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、後期概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 後期調整対象外医療費見込額

二 後期調整後老人医療費見込額に後期特定費用概算率を乗じて得た額

9 第一項第二号イの後期負担調整見込額は、当該保険者に係る後期負担調整前概算医療費拠出金相当額（後期概算負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前概算医療費拠出金相当額から後期負担調整対象見込額を控除して得た額）に後期概算負担調整加算率（すべての後期概算負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象見込額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての後期概算負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象見込額の総額を控除して得た

額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

10 第一項第二号イ(1)(イ)の後期特定費用概算率は、各保険者に係る後期特定費用見込額(市町村が平成十五年において支弁する一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われる医療等に要する費用の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。)を各保険者に係る後期老人医療費見込額で除して得た率とする。

11 第一項第二号イ(2)の後期負担調整基準率は、一人当たりの老人医療費の動向、七十五歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向及び後期概算負担調整基準超過保険者の数の動向を勘案し、百分の二十五以上において政令で定める率とする。

第十七条 平成十五年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次のイ又はロに掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 前期確定負担調整基準超過保険者(前期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう

。以下この条において同じ。） 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額（前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第四項において同じ。）を控除して得た額と、前期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

(一) 当該保険者に係る前期老人医療費額（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

(二) 当該保険者に係る前期老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第六項の前期負担調整基準率を乗じて得た額

(一) 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額

(二) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日前に行われた医療関連給付に要する費用の額

口 前期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 前期負担調整前確定医療費拠出金相当額と前期負担調整額との合計額

二 次のイ又は口に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれイ又は口に掲げる額

イ 後期確定負担調整基準超過保険者（後期確定加入者調整率が一を超える保険者のうち、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額を控除して得た額が(2)に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。） 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額（後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から(1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合計額を控除して得た額をいう。第八項において同じ。）を控除して得た額と、後期負担調整額との合計額

(1) 次に掲げる額の合計額

() 当該保険者に係る後期老人医療費額（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

(1) 当該保険者に係る後期老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

(2) 次に掲げる額の合計額に前条第十一項の後期負担調整基準率を乗じて得た額

(1) 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額

(1) 当該保険者の給付に要する費用の平成十五年度における額のうち平成十五年十月一日以後に行われた医療関連給付に要する費用の額

□ 後期確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 後期負担調整前確定医療費拠出金相当額と後期負担調整額との合計額

2 第一項第一号イの前期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年四月一日から同年九月三十日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

3 第一項第一号イの前期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「前期調整後老人医療費額」という。）に、一から前期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額

イ 当該保険者に係る前期老人医療費額から前期調整対象外医療費額（当該保険者が確定前期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの前期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る前期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、前期確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 前期調整対象外医療費額

二 前期調整後老人医療費額に前期特定費用確定率を乗じて得た額

4 第一項第一号イの前期負担調整額は、当該保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額（前期確定負担調整基準超過保険者にあつては、前期負担調整前確定医療費拠出金相当額から前期負担調整対象額を控除して得た額）に前期確定負担調整加算率（すべての前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る前期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての前期確定負担調整基準超過保険者に係る前期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第一項第一号イ(1)の前期特定費用確定率は、各保険者に係る前期特定費用額（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日前に行われた医療等に要する費用の額をいう。）を、各保険者に係る前期老人医療費額で除して得た率とする。

6 第一項第二号イの後期確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、平成十五年十月一日から平成十六年三月三十一日までの期間におけるすべての保険者に係る加入者の総数に対する七十五歳以上の加入者等の総数の割合を当該期間における当該保険者に係る加入者の数に対する七十五歳以上の加入

者等の数の割合（その割合が当該期間における下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

7 第一項第二号イの後期負担調整前確定医療費拠出金相当額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「後期調整後老人医療費額」という。）に、一から後期特定費用確定率を控除して得た率を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額

イ 当該保険者に係る後期老人医療費額から後期調整対象外医療費額（当該保険者が確定後期基準超過保険者（一の保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十五歳以上の加入者等一人当たりの後期老人医療費額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額（イにおいて「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、新老健法第五十六条第三項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る後期老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に、後期確定加入者調整率

を乗じて得た額

□ 後期調整対象外医療費額

二 後期調整後老人医療費額に後期特定費用確定率を乗じて得た額

8 第一項第二号イの後期負担調整額は、当該保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象確定負担調整基準超過保険者にあつては、後期負担調整前確定医療費拠出金相当額から後期負担調整対象額を控除して得た額）に後期確定負担調整加算率（すべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を、すべての保険者に係る後期負担調整前確定医療費拠出金相当額の総額からすべての後期確定負担調整基準超過保険者に係る後期負担調整対象額の総額を控除して得た額で除して得た率を基礎として厚生労働大臣が定める率をいう。）を乗じて得た額とする。

9 第一項第二号イ(1)の後期特定費用確定率は、各保険者に係る後期特定費用額（市町村が平成十五年度において支弁した一の保険者に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に対する平成十五年十月一日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。）を、各保険者に係る後期老人医療費額で除して得た率とする。

第十八条 次の表の上欄に掲げる年度の概算医療費拠出金の額については、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、附則第十六条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十六年度					平成十七年度				
平成十五年十月一日	平成十六年十月一日	百分の六十六	百分の六十二	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十六	百分の五十八	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日
平成十五年四月一日	平成十六年四月一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十四	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日
平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十四	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日
平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十四	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日
平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十八	平成十六年三月三十一日	平成十七年三月三十一日	百分の六十二	百分の五十四	平成十七年十月一日	平成十七年四月一日

平成十八年度				
	平成十五年十月一日		平成十八年十月一日	
	百分の六十六		百分の五十四	
	百分の六十二		十二分の六	
	平成十五年四月一日		平成十八年四月一日	
	平成十六年三月三十一日		平成十九年三月三十一日	

第十九条 次の表の上欄に掲げる年度の確定医療費拠出金の額については、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、附則第十七条の規定を準用する。この場合において、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十六年度				
	平成十五年十月一日		平成十六年十月一日	
	百分の六十六		百分の六十二	
	百分の六十二		百分の五十八	
	平成十五年四月一日		平成十六年四月一日	
	平成十六年三月三十一日		平成十七年三月三十一日	

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十一条 この法律の施行前に生じた旧老健法第四十六条の八の規定による高額医療費の支給を受ける権利の時効については、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた療養又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国民健康保険法の規定による療養費、特別療養費、特例療養費又は高額療養費の支給並びに同法第四十三条の規定による差額の支給及び同法第五十六条の規定による差額の支給については、なお従前の例による。

第二十三条 平成十二年度及び平成十三年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について第四条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)第七十条第三項の規定を適用する場合には、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当

該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額に、当該市町村に係る指定年度同法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 前号に掲げる額に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令で定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額

第二十四条 平成十四年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合には、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号及び第五号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第二

項に規定する施行日前確定加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る附則第十五条第五項に規定する施行日以後確定加入者調整率（以下単に「施行日以後確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定した額

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る施行日以後確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

四 第一号に掲げる額に当該市町村に係る施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日間の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額

五 第二号及び第三号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額

第二十五条 平成十五年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合には、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号に掲げる額を控除した額とする。

一 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る附則第十七条第二項に規定する前期確定加入者調整率（以下単に「前期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十六に相当する額として算定した額

二 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第二号

に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の七に相当する額に、当該市町村に係る前期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

三 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る附則第十七条第六項に規定する後期確定加入者調整率（以下単に「後期確定加入者調整率」という。）を乗じて得た額の百分の六十二に相当する額として算定した額

四 政令で定めるところにより、年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る新老健法第二十八条第二号に掲げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医療費額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者（同号に掲げる場合に該当する者に限る。）の数を乗じて得た額の合算額の十二分の五に相当する額に、当該市町村に係る後期確定加入者調整率を乗じて得た額として算定した額

五 前各号に掲げる額の合算額に、当該市町村に係る退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

第二十六条 次の表の上欄に掲げる年度につき国民健康保険法第六十八条の二第一項の規定により指定を受けた市町村について新国保法第七十条第三項の規定を適用する場合には、同項第二号口に規定する額については、同号口の規定にかかわらず、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「附則第十七条第二項」とあるのは「附則第十九条において読み替えて準用される附則第十七条第二項」と、同条第三号中「附則第十七条第六項」とあるのは「附則第十九条において読み替えて準用される附則第十七条第六項」と読み替えるほか、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十六年度	平成十五年度	平成十六年度
	百分の六十六	百分の六十二
	百分の六十二	百分の五十八
平成十七年度	平成十五年度	平成十七年度
	百分の六十六	百分の五十八
	百分の六十二	百分の五十四

平成十八年度	平成十五年度	平成十八年度
	百分の六十六	百分の五十四
百分の六十二		二分の一

第二十七条 平成十四年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）に当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額」とあるのは、「特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平

成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該市町村に係る被保険者の総数に対する退職被保険者及びその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「退職被保険者等加入割合」という。）をいう。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。）を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たな

い額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

2 平成十四年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 特別調整前概算医療費拠出金相当額（旧老健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整

前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）

に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

3 平成十四年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該特定健康保険組合に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養

者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における当該特定健康保険組に係る被保険者及びその被扶養者の総数に対する特例退職被保険者及びその被扶養者の総数の割合として政令の定めるところにより算定した割合（以下「特例退職被保険者等加入割合」という。）をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における特例退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十二年度の特例退

職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額」とあるのは「特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の七に相当する額に施行日前特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職

被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十二年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十二年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十二年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

第二十八条 平成十五年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠

出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

2 平成十五年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規

定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成

十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額

3 平成十五年度における新国保法附則第八項及び第九項の規定による概算療養給付費等拠出金及び確定療養給付費等拠出金については、新国保法附則第八項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」

とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額）（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧老健法第五十六条第一項各号に掲

げる額の合計額をいう。以下同じ。）に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。）と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下この号において「

超過額」という。)と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の特例退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。)と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。)

第二十九条 平成十六年度における新国保法第七十条の規定による国庫負担金については、同条第一項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(老人保健法第五十五条第三項に規定する負担調整前概算医療費拠出金相当額及び同法第五十六条第三項に規定する負担調整前確定医療費拠出金相当額をそれぞれ同法第五十四条第一項に規定する概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金とみなして、同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。)」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算

医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（同法第三条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定

した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

2 平成十六年度の新国保法第七十二条の四第一項、第八十一条の四第二項及び第八十一条の五第二項に規定する被用者保険等拠出対象額は、新国保法第七十二条の四第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額

二 附則第十八条において読み替えて準用される附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額に退職被保険者等加入割合を乗じて得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額の十二分の

七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。（）

三 退職被保険者等に係る保険料に相当する額の合算額から当該保険料に係る介護納付金の納付に要する

療費拠出金相当額」という。()が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後特別退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額(以下「平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。()を超えるときは、その超える額(以下この号において「超過額」という。()と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額(以下この号において「不足額」という。()と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。()と、新国保法附則第九項第二号中「負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第十八条の規定により読み替えられた同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「得た額」とあるのは「得た額(平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整

前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額を超えるときは、その超える額（以下この号において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の特例退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下この号において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第六条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四並びに附則第三十五条の五及び第三十六条の規定は、平成十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 第六条の規定による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定により読み替えて適用される第六条の規定による改正前の同法第七百三条の四第三項第二号の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成十五年度分の国民健康保険税に係る第六条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四第三項第

二号口の規定の適用については、同号口中「国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前
老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第

号）附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後
期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十条第
一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相
当額（健康保険法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」と
いう。）第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下本項において同じ。）に平成十三年度の
退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額（旧
老健法第五十六条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下本項において同じ。）に平成十三年度の退
職被保険者等加入割合を乗じて得た額を超えるときは、その超える額（以下本項において「超過額」とい
う。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一
に相当する額を控除するものとし、平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三

年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

4 平成十六年度分の国民健康保険税に係る第六条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四第三項第二号の規定の適用については、同号口中「国民健康保険法第七十条第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第

号）附則第十八条において読み替えて準用される同法附則第十六条第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十条第一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の老人保健法第五十五条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等

加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四条第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下本項において「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額」という。）が同法附則第十五条第三項に規定する施行日前特別調整前確定医療費拠出金相当額に施行日前退職被保険者等加入割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額と同条第六項に規定する施行日以後負担調整前確定医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合を乗じて得た額との合算額（以下本項において「平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下本項において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との

合計額を加算するものとする。」とする。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係るこの法律による改正前の船員保険法の規定による療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十二条 第七条の規定による改正後の船員保険法第三十二条の規定は、出産の日が施行日以後である被保険者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者の第七条の規定による改正前の同法の配偶者出産育児一時金については、なお従前の例による。

第三十三条 第八条の規定の施行の日前に船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を取得した者のその被保険者の資格の喪失については、第八条の規定による改正後の同法第十九条ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十四条 平成十五年四月一日前の各月の船員保険の標準報酬については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第三十七条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ八第五項中「第七十一条ノ四第六項」を「第一百六十条第七項」に改め、同条第六項中「第七十一条ノ四第四項」を「第一百六十条第五項」に改める。

（健康保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条 健康保険法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「第四十三条ノ八第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

第三十九条 健康保険法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条中「及び第二項」を削る。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第四十三条ノ八第一項の一部負担金」を「第七十四条第一項の一部負担金(同項第一号に掲げる場合に該当する者に係るものに限る。)」に、「準用し、又は同項の例による」を「準用する」に、「第四十二条ノ九第二項若しくは第三項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十五条第五項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法第五十七条第五項」を「第七十六条第二項若しくは第三項」に改める。

附則第十条第一項中「第三条ノ二」を「第四十条第二項」に、「当該標準報酬の等級」を「当該標準報

酬等級」に改める。

附則第十三条中「一部負担金」の下に「（同項第一号に掲げる場合に該当する者に係るものに限る。）
」を加える。

附則第四十七条を次のように改める。

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条 厚生労働大臣に届け出た保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う
国家公務員共済組合法第五十五条第二項の一部負担金（同項第一号に掲げる場合に該当する者に係るも
のに限る。）の額のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に同号に定
める割合を乗じて得た金額は、国家公務員共済組合法第五十五条第二項の規定にかかわらず、当該給付
について同条第六項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは二百円、千五百円を超え二
千五百円以下であるときは四百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは六百円とする。

附則第四十九条を次のように改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 厚生労働大臣に届け出た保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際に支払う
地方公務員等共済組合法第五十七条第二項の一部負担金（同項第一号に掲げる場合に該当する者に係る
ものに限る。）の額のうち、健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に同号に
定める割合を乗じて得た金額は、地方公務員等共済組合法第五十七条第二項の規定にかかわらず、当該
給付について同条第六項の規定により算定した額が、千五百円以下であるときは二百円、千五百円を超
え二千五百円以下であるときは四百円、二千五百円を超え三千五百円以下であるときは六百円とする。

第四十一条 健康保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附則第十条第一項中「標準報酬の」を「標準報酬月額」に、「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級
」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「標準報酬」を「標準報酬月
額」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、船員保険法第四条ノ四第一項中「二百万
円ヲ」とあるのは「二百万円（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区

分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ」ヲ」とする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとする。

附則第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

附則第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

附則第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

附則中第六十三条を削り、第六十四条を第六十三条とする。

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第五十三号)の一部を次のように改正

する。

附則第七条第三項、第八条及び第九条を削り、附則第十条を附則第八条とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第四条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)(第四十三条ノ三

第四項(同条第六項(新健保法第四十四条第十三項)を「健康保険法第六十五条第四項(同法第六十六条

第二項(同法第八十六条第十三項)に、「及び新健保法第四十四条第十三項」を「及び第八十六条第十三

項」に改める。

附則第十三条中「新健保法第四十三条ノ第三項」を「健康保険法第六十五条第三項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第十四条中「新健保法」を「第四条の規定による改正後の健康保険法（以下「新健保法」という。）」に改める。

附則第十六条中「新健保法第四十四条第一項第一号」を「健康保険法第八十六条第一項第一号」に改める。

附則第十七条中「新健保法第四十三条ノ五第二項」を「健康保険法第七十一条第二項」に改める。

附則第二十八条第二項及び第三項を削る。

（国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 前条の規定による改正前の国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される第六条の規定による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、健康保険法第三条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項ただし書の改正規定、第三条ノ二第一項の改正規定、第六十九条の六第二項の改正規定並びに附則第九条第四項の改正規定を削り、同条第六項の改正規定中「同条第六項」を「附則第九条第六項」に改める。

附則第一条第二号中「第一条中健康保険法第三条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三条ノ二第一項の改正規定、同法第六十九条の六第二項の改正規定並びに同法附則第九条第四項の改正規定（「十月三十一日」を「九月三十日」に改める部分に限る。）、」及び「並びに附則第五条の規定」を削る。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第七条中「旧健保法」を「第一条の規定による改正前の健康保険法」に改める。

附則第八条中「第七十一条ノ四第十項及び附則第十四条第二項」を「第六十条第十一項及び附則第十三条第二項」に、「第七十条ノ三第二項」を「第一百五十三条第二項」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第四十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第五十一条第四号を次のように改める。

四 家族出産費

第五十四条第二項中「第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五条第一項第三号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）に改め、同項ただし書中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十
- 二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十
- 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

第五十五条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十二条ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた」を「第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額（その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合において

は、これらの金額の合算額」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十五条の二第二項中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十五条の三第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当する」を「から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「の療養」の下に「（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）」を加え、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十二条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「

第八十六条第一項第一号」に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十六条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項に規定する一部負担金の」を「第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中「係る療養」の下に「（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）」を加え、「第四十条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十六条の二第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当する」を「から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改める。

第五十六条の三第二項中「第四十四条ノ十四第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

第五十七条第十項中「第六項」を「第九項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「又は第三項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「被扶養者」の下に「又は前二項の場合に該当する被扶養者」を加え、「同項の」を「第二項の」に、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十条ノ八第三項第一号」に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号」に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ八第三項第三号」に規定する厚生労働大臣の定める療養又は同法第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号」に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者（次項に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十七条の二第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の七十に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十
- 二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十
- 三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場

合 百分の九十

四 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

第五十八条第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ五第一項」を「第八十九条第一項」に改める。

第五十九条第一項ただし書中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

第六十一条の見出しを「(出産費及び家族出産費)」に改め、同条第三項中「である配偶者」を削り、「配偶者出産費」を「家族出産費」に改める。

第六十五条中「配偶者出産費」を「家族出産費」に、「第四章の二」を「第五章」に改め、「特定療養費」の下に「療養費」を加える。

第二百二十六条の五第五項第四号中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

附則第六条の二第一項中「健康保険法第三条ノ二」を「健康保険法第四十条第二項」に、「同項」を「第四十二条第一項」に改め、同項ただし書中「第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級」を「第四十条の規定による標準報酬等級」に改める。

附則第十二条第四項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同条第九項中「並びに第五項第一号、第二号及び第四号」を「及び第五項第一号」に改め、「至つたとき」の下に「、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」を加える。

附則第十三条の四第一項中「第十二条」を「第二百条」に改め、「他の法律に基づく」を削る。

第四十八条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。

）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）」を削り、同項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第五十五条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十六条第三項中「（次項において「定率支給標準額」という。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第二項を次のように改める。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場

合 百分の九十

ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えると

きは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

第五十七条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定する」を「前項第一号の」に、「同項第一号及び第二号に規定するもの」を「保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するもの」を「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合」に、「第二項第七号に規定する」を「前項第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十五条の三第七項」を「第五十五条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第五項」に、「につき第七項」を「につき第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十七条の二第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に、「当該各号」を「同号イからニまで」に改め、各号を削る。

第五十九条の見出しを「（組合員が日雇特別被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）」に改

め、同条第一項中「の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」を「が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者」に改め、「第六十四条第三項」を削り、「場合（一年以上組合員であつた者）」を「とき（その者）」に、「場合を」を「ときを」に改め、「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が死亡した際にその」を「組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該」に、「場合を含む。）には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用す

るものとしたならば同項の規定により受けることができる期間」を「ときを含む。」には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について「に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十

六条第三項ただし書並びに第六十七条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

第五十九条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第七項において準用する同法第三百二十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

第六十一条第二項中「一年以上組合員であつた者」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」に改め、同項ただし書中「

もとの組合は、出産費を支給しない」を「この限りでない」に改める。

第六十三条第三項中「（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）」を削る。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十六条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十七条第三項を次のように改める。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、こ

の限りでない。

第六十七条第四項を削る。

第百条第三項中「（長期給付に係るものにあつては、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。以下この項において同じ。）」を「及び標準期末手当等の額」に改め、「その標準報酬の月額」の下に「及び標準期末手当等の額」を加える。

第二百二十六条の五第五項第一号中「（次号に規定する者を除く。）」を削り、同項第一号の二を削る。

附則第六条の二の見出し中「区分」を「区分等」に改め、同条第一項中「標準報酬の等級区分」を「標準報酬の等級区分」に改め、同条準報酬月額の等級区分」に改め、同項ただし書中「標準報酬等級」を「標準報酬月額等級」に改め、同条第二項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする」に改める。

附則第十二条第五項中「合計額を当該組合員の総数で除して得た」を「平均額と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した」に改め、同条第九項中「（

次号に規定する者を除く。）」を削る。

附則第十三条の七第一項中「自衛隊法第二条第五項」を「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の国家公務員共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第四十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十一条第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第四十七条の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員（国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第二百二十六条の五第五項の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第五十三条第四号を次のように改める。

四 家族出産費

第五十六条第二項中「第四十三条第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「第四十三条第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七条第一項第三号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三条ノ八の規定の例により算定した金額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額(当該給付(第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く

。) に薬剤の支給（第五十七条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）」に改め、同項ただし書中「同項第二号」を「前項第二号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の二十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

第五十七条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八」を「前項」に改め、同条第六項中「第四十二条ノ九第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めた」を「第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める」に改め、同条第七項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項の規定の例により算定した金額（その金額のほか同条第二項から第五項までの規定の例により算定した金額を一部負担金として支払う場合においては、これらの金額の合算額）」を「当該一部負担金の額」に改める。

第五十七条の二第二項中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項

に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十七条の三第一項第一号中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第二項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当する」を「から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第三項中「の療養」の下に「（第五十七条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）」を加え、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同条第八項中「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、「前条第一項に規定する」を削る。

第五十八条第三項中「健康保険法第四十三条ノ八第一項に規定する一部負担金の」を「第五十七条第二

項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める」に改め、同条第四項中「に係る療養」の下に「）第五十七条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。」を加え、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に、「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改める。

第五十八条の二第一項中「第四十四条ノ四第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の八十に相当する」を「から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した」に改める。

第五十八条の三第二項中「第四十四条ノ十四第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

第五十九条第十項中「第六項」を「第九項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十三項

とし、同条第九項中「又は第三項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、「被扶養者」の下に「又は前二項の場合に該当する被扶養者」を加え、「同項の」を「第二項の」に、「第四十三条ノ八第二項」を「第七十四条第二項」に改め、同項第一号中「第四十三条ノ八第三項第一号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項第二号中「第四十三条ノ八第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に、「第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣の」を「第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者（次項に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるの

は、「百分の九十」とする。

5 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

第五十九条の二第二項中「第四十四条ノ四第四項に規定する厚生労働大臣の」を「第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が」に、「の百分の七十に相当する」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 百分の七十

二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

第六十条第一項中「第四十三条ノ二」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条ノ五第一項」を「第八十九条第一項」に改める。

第六十一条第一項ただし書中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

第六十三条の見出しを「（出産費及び家族出産費）」に改め、同条第三項中「である配偶者」を削り、「配偶者出産費」を「家族出産費」に改める。

第六十七条中「配偶者出産費」を「家族出産費」に、「第四章の二」を「第五章」に改め、「特定療養費」の下に「、療養費」を加える。

第四百四十四条の二第五項第四号中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改める。

第四百四十四条の三第一項第四号中「第二十二条」を「第四条」に改める。

第四百四十四条の二十二第二項中「第十二条」を「第二百条」に改め、「他の法律に基づく」を削る。

附則第十八条第四項中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同条第七項中「並びに第五項第一号、第二号及び第四号」を「及び第五項第一号」に改め、「至つたとき」の下に「、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」を加える。

附則第二十八条の八第一項中「第十二条」を「第一百条」に改め、「他の法律に基づく」を削る。

附則第三十二条中「標準報酬の等級」を「標準報酬等級」に改める。

第五十一条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。

）に薬剤の支給（第五十七条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）」を削り、同項第一号中「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第五十七条の三中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十八条第三項中「（次項において「定率支給標準額」という。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十九条第二項を次のように改める。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二

号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者(ニに規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場

合 百分の九十

ニ 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十九条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第二項第一号から第四号までに規定する」を

「前項第一号の」に、「同項第一号及び第二号に規定するもの」を「保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合」に、「第二項第三号及び第四号に規定するもの」を「特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合」に、「第二項第七号に規定する」を「前項第二号の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「第五十七条の三第七項」を「第五十七条の三第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「第九項」を「第五項」に、「につき第七項」を「につき第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十九条の二第二項中「次の各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に、「当該各号」を「同号イからニまで」に改め、各号を削る。

第六十一条の見出しを「（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）」に改め、同条第一項中「の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」を「が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特

例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特別被保険者等」という。）となつた場合において、その者」に改め、「第六十六条第三項」を削り、「場合（一年以上組合員であつた者」を「とき（その者」に、「場合を」を「ときを」に改め、「当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負傷についてこれらの給付（国の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間」を削り、ただし書を削り、同条第二項中「一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が死亡した際にその」を「組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特別被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該」に、「場合を含む。）には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとしたならば同項の規定により受けることができる期間」を「ときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者）健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書並びに第六十九条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

第六十一条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第七項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

第六十三条第二項中「一年以上組合員であつた者」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）」に改め、同項ただし書中「もとの組合は、出産費を支給しない」を「この限りでない」に改める。

第六十五条第三項中「（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）」を削る。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十八条第三項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十九条第三項を次のように改める。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十九条第四項を削る。

第百十四条第三項中「（長期給付に係るものにあつては、給料の額」を削り、「）を標準」を「標準」に、「割合は」を「割合及び期末手当等と掛金との割合は」に改める。

第百四十四条の二第五項第一号中「（次号に規定する者を除く。）」を削り、同項第一号の二を削る。

附則第十八条第五項中「合計額を当該組合員の総数で除して得た」を「額の平均額と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した」に改め、同条第七項中「（次号に規定する者を除く。）」を削る。

附則第三十二条の見出し中「給料」を「給料等」に改め、同条中「標準報酬等級の最高等級に係る標準報酬月額が」を「標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「標準報酬等級の最高等級に係る標準報酬月額を」を「標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を」に、「とする」を「と」と、「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる期末手当等の額については、健康保険法に規定する標準賞与額の最高限度額を勘案して政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係るこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による療養費、家族療養費又は高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第五十条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十三条第三項の規定は、出産の日が施行日以後である組合員について適用し、出産の日が施行日前である組合員の附則第五十条の規定による改正前の同法の配偶者出産費については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前に任意継続組合員（地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得した者のその任意継続組合員の資格の喪失については、前条の規定による改正後の同法第四百四十四条の二第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第五十三条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第五号を次のように改める。

五 家族出産費

第二十五条の表中

<p>第五十五条第二項 及び第三項</p>	<p>運営規則</p>	<p>共済運営規則（日本私立学校 振興・共済事業団法（平成九 年法律第四十八号）第二十四 条第二項に規定する共済運営 規則をいう。以下同じ。）</p>
---------------------------	-------------	---

を

<p>第五十五条第二項</p>	<p>運営規則</p>	<p>共済運営規則（日本私立学校 振興・共済事業団法（平成九 年法律第四十八号）第二十四 条第二項に規定する共済運営 規則をいう。以下同じ。）</p>
<p>報酬</p>	<p>運営規則</p>	<p>給与</p>
<p>第五十五条第三項</p>	<p>運営規則</p>	<p>共済運営規則</p>

に改める。

附則第二十項中「健康保険法第十二条第一項」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の健康保険法第十二条第一項」に、「同法」を「健康保険法」に改める。

附則第二十一項中「第五十八条」を「第百八条」に、「二依ル障害厚生年金」を「による障害厚生年金」に、「二依ル障害共済年金」を「による障害共済年金」に、「ノ額」を「の額」に、「二依ル障害手当金」を「による障害手当金」に、「二依ル障害一時金」を「による障害一時金」に改める。

第五十四条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「第五十九条第一項」を「第五十九条第三項第二号」に改め、「第六十一条第二項」の下に、「第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項」を加え、同条の表

第五十九 条第一項	組合員の 組合員で	加入者の
	地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による	他の法律に基づく共済組合の
地方の組合で		他の法律に基づく共済組合で

中

組合員、私学共済制度の加入者	組合員
被保険者を含む	被保険者をいう
当該組合	加入者

を

第五十九	地方の組合	他の法律に基づく共済組合
条第三項	組合員、私学共済制度の加入者	組合員
第二号	被保険者を含む	被保険者をいう

に改める。

第二十五条の表第六十一条第二項の項を次のように改める。

第六十一条第二項	、組合員	、加入者
	組合員で	加入者で

第二十五条の表第六十三条第四項の項の次に次のように加える。

第六十四条	組合員で	加入者で
-------	------	------

第二十五条の表第六十六条第一項の項の次に次のように加える。

第六十六条第三項	組合員で	加入者で
----------	------	------

第二十五条の表第六十七条第一項の項の次に次のように加える。

第六十七条第二項及び第三項	組合員で	加入者で
---------------	------	------

第二十五条の表第二百二十六条の五第五項第一号の二の項を削り、同表附則第十二条第五項の項中

「標

準報酬の月額

標準給与の月額

を

標準期末手当等

標準給与

に改める。

第二十七条第三項中「（長期給付に係る掛金にあつては、標準給与の月額及び標準給与の額とする。以下この項において同じ。）」を「及び標準給与の額」に改め、「その標準給与の月額」の下に「及び標準給与の額」を加える。

附則第二十五項の前の見出し中「区分」を「区分等」に改める。

附則第二十六項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、第二十二條の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われ）たときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第五十五条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項ただし書中「第三条」を「第九十九条第一項」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第五十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第七十九条ノ五第一項」を「第六十九条第二項」に改め、同条第二項中「第七十九条ノ五第二項」を「第六十九条第三項」に改める。

（医療法の一部改正）

第五十七条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第八号中「第二十三条」を「第五十条」に改める。

第七十三条第一号中「若しくは第五項」を「若しくは第四項」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第五十八条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次

のように改正する。

第七条第二号中「第十一条第四項」を「第一百八十一条第一項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第五十九条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第四十二条第三項各号」を「第六十三条第三項各号」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第六十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三条中「第八十条」を「第一百八十九条」に改める。

第十九条中「第八十条」を「第一百八十九条」に、「第八十一条」を「第一百九十条」に改める。

第三十二条第一項中「第八十条第一項」を「第一百八十九条第一項」に改め、同条第二項中「第八十一条

」を「第百九十条」に改め、同条第五項中「第十一条ノ二第一項」を「第百八十条第四項」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第六十一条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第三項中「第十一条」を「第百八十条」に改める。

第百条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第六十二条 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四十三条第三項第一号」を「第六十三条第三項第一号」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第六十三条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第八項中「第四十五条」を「第九十九条」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第六十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第八十七条若しくは第九十一条」を「第二百八条若しくは第二百十四条」に改める。

第三十五条第二号中「第二十一条ノ二第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

(港湾労働法の一部改正)

第六十五条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「第八十七条若しくは第九十一条」を「第二百八条若しくは第二百十四条」に改める。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第六十六条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「第二十条第一項の規定による申請」を「第三条第四項の申出」に改め、同項ただし書

中「同条の規定による被保険者」を「同項に規定する任意継続被保険者」に改める。

附則第十七項中「第七十二条ただし書」を「第百六十一条第一項ただし書」に、「附則第八条第七項」を「附則第七条第七項」に、「第二十条の規定による被保険者」を「第三条第四項に規定する任意継続被保険者」に、「附則第八条第四項」を「附則第七条第四項」に改める。

第六十七条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「附則第七条第七項」を「附則第二条第七項」に、「附則第七条第四項」を「附則第二条第四項」に改める。

(介護保険法の一部改正)

第六十八条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十六項第一号ただし書及び第六号ただし書中「第六十九条の七」を「第三条第二項」に改め、同項第七号中「第六十九条の九の」を「第百二十六条の」に改め、同号ただし書中「第六十九条の八」を「第三条第二項ただし書」に、「同法第六十九条の七」を「同項」に、「第六十九条の九第三項」を「第百二十六条第三項」に改める。

第七十一条第一項中「第四十三条ノ三第一項」を「第六十三条第三項第一号」に、「同条第十項」を「同法第六十九条」に、「同条第一項」を「同号」に、「第四十四条第一項第一号」を「第八十六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「健康保険法第四十三条ノ十二」を「健康保険法第八十条」に、「第四十条第十二項」を「第八十六条第十三項」に、「同法第四十三条ノ十二」を「同法第八十条」に改める。

第六十九条 介護保険法の一部を次のように改正する。

第七十一条第二項中「第八十六条第十三項」を「第八十六条第十二項」に改める。

第九十八条中「第九十八条及び第九十九条」を「第九十六条及び第九十八条」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第七十条 介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第九十八条第一項、第二百五条第二項、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項の規定の適用については、同法第九十八条第一項中「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護

療養費に係る療養若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（第二百五条第二項、第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項において「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費」と、同法第二百五条第二項中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定により行われる老人保健施設療養費の支給」と、同法第二百二十九条第二項第二号中「老人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第三百三十六条第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）」とする。

第四十三条及び第四十六条中「前条の規定による改正後の」を削る。

第七十一条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 この法律の施行前に旧老健法の規定により老人保健施設療養費の支給を受けていた者に対する健康保険法第二百二十九条第二項第二号及び第三百三十六条第一項の規定の適用については、同号中「老

人訪問看護療養費の支給」とあるのは「老人訪問看護療養費の支給若しくは介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（第三百三十六条第一項において「旧老健法」という。）の規定による老人保健施設療養費の支給」と、同法第三百三十六条第一項中「死亡が療養の給付」とあるのは「死亡が療養の給付（旧老健法の規定による老人保健施設療養費の支給を含む。）とする。

第四十三条中「、第六十四条第三項」及び「、同法第六十四条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第五十九条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とを削る。

第四十六条中「、第六十六条第三項」及び「、同法第六十六条第三項中「適用がある場合」とあるのは「適用がある場合（介護保険法施行法第四十五条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十一条第三項の規定の適用があつた場合を含む。）」と、「老人訪問看護療養費」とあるのは「老人訪問看護療養費若しくは旧老健法の規定による老人保健施設療養費」とを削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第七十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の七第一項中「附則第十条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第二項中「附則第十条第二項」を「附則第九条第二項」に改め、同条第三項中「附則第十条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一条の七第一項中「附則第九条第一項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第二項中「附則第九条第二項」を「附則第四条第二項」に改め、同条第三項中「附則第九条第一項」を「附則第四条第一項」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第七十四条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第三号中「第七十七条第一項」を「第六十七條第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第七十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項を次のように改める。

<p>四 健康保険組合 及び健康保険組 合連合会</p>	<p>健康保険法（大 正十一年法律第 七十号）</p>	<p>一 事務所用建物の所有権の取得登記又は 当該建物の敷地の用に供する土地の権利 の取得登記 二 健康保険法第五十条第一項及び第二 項（保健事業及び福祉事業）（同法第百 八十八条（準用）において準用する場合 を含む。）の事業の用に供する建物の所 有権の取得登記又は当該事業の用に供す る土地の権利の取得登記</p>	<p>第三欄の第一号又 は第二号の登記に 該当するものであ ることを証する財 務省令で定める書 類の添付があるも のに限る。</p>
--------------------------------------	-------------------------------------	--	--

（地方自治法の一部改正）

第七十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の項中「第七十五条」の下に「、第七十五条の二及び第七章」を加え、「第七章及び」を削り、「連合会」を「市町村及び連合会」に改め、同表老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の項第一号中「第二十八条第十一項及び第十二項」を「第二十八条第二項及び第三項」に、「並びに第七十九条の二」を「、第七十九条の二並びに第七十九条の三」に改め、同表老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の項第二号中「、第二十八条第五項及び第九項」を削る。

（地方財政法の一部改正）

第七十七条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険の療養の給付等に要する経費に係る特例）

第三十七条 平成十五年度から平成十七年度までの間に限り、第十一条の二ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して行うもの並びに高額医療費共同事業に要する費用に充てるた

めの拠出金の納付に要する経費のうち都道府県の負担に係るもの」とする。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第七十八条 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第

四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令
に関する事項